○厚生労働省訓第1号

(部内一般)

厚生労働省総合情報ネットワークシステム管理規程の一部を改正する訓令を次のように 定める。

令和6年3月7日

厚生労働大臣 武見 敬三

厚生労働省総合情報ネットワークシステム管理規程の一部を改正する訓令 (改正内容は別添のとおり。)

附則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

厚生労働省総合情報ネットワークシステム管理規程の一部を改正する訓令案 新旧対照条文

○ 厚生労働省総合情報ネットワークシステム管理規程(平成13年厚生労働省訓第76号)(抄)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案

行

(定義)

ぞれ次に定めるところによる。

- (1) 厚生労働省総合情報ネットワークシステム 厚生労 働省LANシステム及び厚生労働省情報提供システム (以下「厚生労働省LANシステム等」という。) 並 びに厚生労働省統合ネットワークの総体であって、厚 生労働省の所管行政の情報提供又は情報交換を行うた めの総合的な情報システムをいう。
- (2) 厚生労働省LANシステム 厚生労働省が所管する 事務の効率化を図るため、利用機関において利用者が 共通に利用することができるソフトウェア及び情報処 理機器等の総体のうち、政策統括官(統計・情報シス テム管理、労使関係担当)が整備するものをいう。
- (3) 厚生労働省情報提供システム インターネットを利 用して国民等に対し情報提供又は情報交換を行うため のソフトウェア及び情報処理機器等の総体のうち、政 策統括官(統計・情報システム管理、労使関係担当) が整備するものをいう。

(削る)

(4) 厚生労働省統合ネットワーク 利用拠点、接続外部 ネットワーク等及びインターネットを接続する広域通 信回線、ソフトウェア並びに情報処理機器等の総体の (定義)

- |第2条 この訓令において、次に掲げる用語の意義は、それ | 第2条 この訓令において、次に掲げる用語の意義は、それ ぞれ次に定めるところによる。
 - (1) 厚生労働省総合情報ネットワークシステム 厚生労 働省LANシステム、厚生労働省情報提供システム及 び厚生労働省電子申請・届出等省内処理システム(以 下「厚生労働省LANシステム等」という。) 並びに 厚生労働省統合ネットワークの総体であって、厚生労 働省の所管行政の情報提供又は情報交換を行うための 総合的な情報システムをいう。
 - (2) 厚生労働省LANシステム 厚生労働省が所管する 事務の効率化を図るため、利用機関において利用者が 共通に利用することができるソフトウェア及び情報処 理機器等の総体のうち、政策統括官(統計・情報政策 担当)が整備するものをいう。
 - (3) 厚生労働省情報提供システム インターネットを利 用して国民等に対し情報提供又は情報交換を行うため のソフトウェア及び情報処理機器等の総体のうち、政 策統括官(統計・情報政策担当)が整備するものをい
 - (4) 厚生労働省電子申請・届出等省内処理システム イ ンターネットを利用して行われる申請・届出等に関す る受付、審査及び通知を行うためのソフトウェア並び に情報処理機器等の総体のうち、政策統括官(統計・ 情報政策担当)が整備するものをいう。
 - (5) 厚生労働省統合ネットワーク 利用拠点、接続外部 ネットワーク等及びインターネットを接続する広域通 信回線、ソフトウェア並びに情報処理機器等の総体の

- うち、政策統括官(<u>統計・情報システム管理、労使関</u> 係担当)が整備するものをいう。
- (5) 利用機関 部局等(労働組合法(昭和24年法律第174号)、厚生労働省組織令(平成12年政令第252号)及び厚生労働省組織規則(平成13年厚生労働省令第1号)に規定する組織のうち、政策統括官(統計・情報システム管理、労使関係担当)が別に定めるものをいう。以下同じ。)をいう。

(6)~(17) (略)

(18) 重要情報等 課室等(厚生労働省組織令及び厚生労働省組織規則に規定する組織のうち、政策統括官(統計・情報システム管理、労使関係担当)が別に定めるものをいう。以下同じ。)で保有する情報のうち、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第5条に規定する不開示情報など、その取扱いに特に配慮を要するものとして課室等の長が認めるものをいう。

(19) (略)

(総括管理者)

第3条 (略)

- 2 (略)
- 3 総括管理者は、政策統括官(<u>統計・情報システム管理、</u> 労使関係担当)をもって充てられるものとする。

 $4 \sim 11$ (略)

- うち、政策統括官(<u>統計・情報政策担当</u>)が整備する ものをいう。
- (6) 利用機関 部局等(労働組合法(昭和24年法律第174号)、厚生労働省組織令(平成12年政令第252号)及び厚生労働省組織規則(平成13年厚生労働省令第1号)に規定する組織のうち、政策統括官(統計・情報政策担当)が別に定めるものをいう。以下同じ。)をいう。

(7)~(18) (略)

| 19 | 重要情報等 課室等(厚生労働省組織令及び厚生労働省組織規則に規定する組織のうち、政策統括官(統計・情報政策担当)が別に定めるものをいう。以下同じ。)で保有する情報のうち、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第5条に規定する不開示情報など、その取扱いに特に配慮を要するものとして課室等の長が認めるものをいう

(20) (略)

(総括管理者)

第3条 (略)

- 2 (略)
- 3 総括管理者は、政策統括官(統計・情報政策担当)をもって充てられるものとする。

 $4 \sim 11$ (略)